

市第203号議案 横浜市駐車場条例の一部改正について

1 提案理由

事務所に附置すべき駐車施設の最低駐車台数を緩和する等のため、横浜市駐車場条例の一部を改正したいので提案するものです。

2 改正の趣旨

横浜市では、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的に、店舗・事務所等の用途^(※1)で一定の要件を満たす建築物の新築、増築等を行う場合に、駐車施設の確保を義務付ける附置義務制度として「横浜市駐車場条例」を昭和 38 年に制定し、運用してきました。制定後は、駐車施設を取り巻く社会情勢の変動に伴い、条例改正を行ってきました。

近年の駐車施設の実態として、事務所施設では IT 技術の進展などのオフィス環境の高機能化等により、駐車需要が減少しています。また、鉄道駅周辺などの地区では、駐車施設の供給が過多である傾向が見られ、都心部等では、まちづくりのなかで駐車需要に見合った駐車施設の整備が求められている地区もあります。

このような状況の中で、国の動向も踏まえ、「横浜市駐車場条例」について、原単位^(※2)の見直しを行う等の改正を行います。

※ 1 : 「共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿」は横浜市駐車場条例の対象外となります。

※ 2 : 附置義務駐車施設 1 台あたりの建築物床面積

3 改正の概要

(1) 「事務所」に関する原単位の緩和をする改正（第4条関係）

国が東京都市圏及び京阪神都市圏の実態を調査した結果を踏まえ、国が示す「標準駐車場条例^(※3)」において、乗用車について「事務所」の原単位を緩和する改正が行われました。

この改正を踏まえ、本市においても「横浜市駐車場条例」における「事務所」の原単位を緩和します。(ただし、自動二輪、荷さばきは除きます。)

※ 3 : 国土交通省が駐車場条例に定める標準的な規定などを示したもの

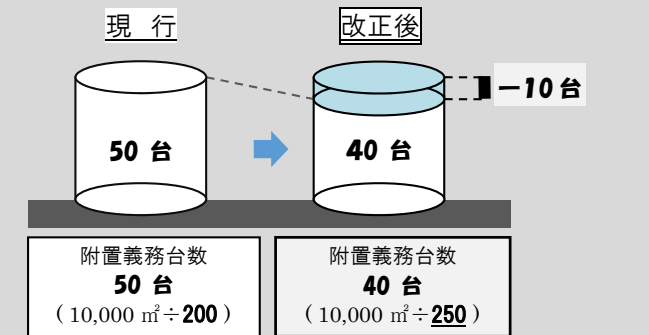
表1 事務所に関する原単位

用途	対象エリア		周辺地区又は自動車ふくそう地区	
	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域		現行	改正後
事務所	現行	改正後	現行	改正後
	200㎡	㊦ 250㎡	200㎡	㊦ 250㎡

参考1 改正前後の附置義務台数の比較

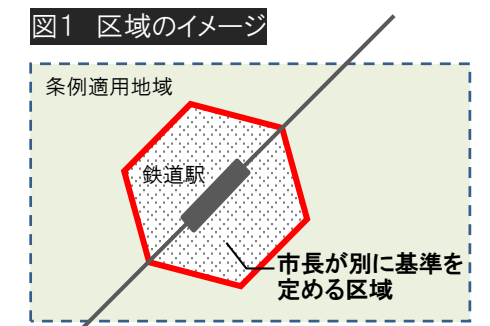
事務所：10,000 平方メートルの場合

事務所の用途に供する部分の床面積が「10,000 平方メートル」の場合、今回の改正により附置義務台数は 40 台に緩和されます。



(2) 地区の駐車需要を踏まえた原単位の緩和を可能とする改正（第4条関係）

原単位については現在、条例適用地域に均一に適用されていますが、その一部の区域について、鉄道やバス等の交通機関の利用状況や駐車需要の実態等を踏まえつつ、市長が別に基準(原単位等)を定めることができるようにします。



(3) その他、所要の改正（第11条第2項関係）

その他の改正として、「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」の改正(平成 26 年 1 月 1 日施行)に伴い、車いす使用者のための駐車施設の規模について、規定の整合を図ります。

現行	改正後
幅 3.7 メートル以上	幅 3.5 メートル以上
奥行 6.0 メートル以上	奥行 6.0 メートル以上

参考2 福祉のまちづくり条例施行規則(抜粋)

車いす使用者用駐車施設の大きさ
(幅) 3.5 メートル以上、(奥行) 6.0 メートル以上

4 意見募集の結果

平成 27 年 9 月 10 日(木)から平成 27 年 10 月 9 日(金)まで、市民意見募集を行い、「13 名」の方から「22 件」のご意見をいただきました。駐車場施策全般についてご意見をいただきましたが、改正内容については、賛同をいただいています。

5 施行日(予定)

平成 28 年 3 月 1 日